

京都市教育委員会教育長訓令甲第2号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程を次のように定める。

平成23年9月30日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

京都市教育委員会高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 高度情報化推進のための体制（第4条～第9条）

第3章 情報システムの適正な利用（第10条～第13条）

第4章 情報セキュリティの確保（第14条～第17条）

第5章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、教育委員会事務局及び学校（幼稚園を含む。以下同じ。）その他の教育機関（以下「教育委員会事務局等」という。）の事務の高度な情報化の推進（以下「高度情報化推進」という。）を図るため、情報システムの適正な利用及び情報セキュリティの確保に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 情報システム 電子計算機、ソフトウェア、記録媒体及びネットワーク（電子計算機を相互に接続し、情報を伝送するための設備をいう。）の集合体であって、情報の処

理を一体的に行うよう構成されたものをいう。

- (2) 電子情報 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録された情報のうち、電子計算機で取り扱うものをいう。
- (3) 入出力帳票 電子計算機処理（京都市個人情報保護条例第2条第3号に規定する電子計算機処理をいう。以下同じ。）を行うための情報が記録された帳票及び電子計算機処理により出力される帳票をいう。
- (4) 情報資産 情報システム、電子情報、入出力帳票並びに情報システムに係る設計書、仕様書その他情報システムの企画、調達、開発、運用、管理及び評価を行うために必要な書類をいう。
- (5) 情報セキュリティ 情報資産が次のいずれにも該当する状態（機密を要しない情報資産にあつては、イ及びウのいずれにも該当する状態）をいう。
 - ア 機密が保持されている状態
 - イ 破壊、改ざん、不正な消去その他の事故のない状態
 - ウ 必要があるときに利用することができる状態
- (6) 課等 次に掲げる組織をいう。
 - ア 教育委員会事務局の課を置かない部及び部相当の室
 - イ 教育委員会事務局の課、課相当の室及び課相当のセンター
 - ウ 学校
 - エ 教育機関（学校を除く。）
- (7) 課長等 次に掲げる者をいう。
 - ア 前号ア及びエの組織 庶務を担当する課長又はこれに相当する職にある者
 - イ 前号イの組織 当該組織の長（庶務を担当する課等が別にある場合は、当該課等の長）
 - ウ 前号ウの組織 校長及び園長

（職員の責務）

第3条 職員は、情報システムを利用するに当たっては、法令を遵守するとともに、情報セキュリティを確保するために必要な措置を採らなければならない。

第2章 高度情報化推進のための体制

（高度情報化推進統括責任者）

第4条 教育委員会事務局に、高度情報化推進統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

2 統括責任者は、指導部の職員のうち、高度情報化推進に関することを担当する部長をもって充てる。

3 統括責任者は、教育委員会事務局等の事務の高度情報化推進に係る事務の責任者として、次に掲げる事務を統括する。

(1) 教育委員会事務局等の事務の高度情報化推進に係る計画の企画に関すること。

(2) 情報システムの適正な利用に関すること。

(3) 情報セキュリティの確保に関すること。

(情報セキュリティ監理者)

第5条 教育委員会事務局に、情報セキュリティ監理者（以下「監理者」という。）を置く。

2 監理者は、総務部長をもって充てる。

3 監理者は、教育委員会事務局等の情報セキュリティを確保するための対策（以下「情報セキュリティ対策」という。）の推進の状況を継続的に監理し、必要があると認めるときは、統括責任者に対し、情報セキュリティを確保するために必要な措置を講じるよう勧告する。

(高度情報化推進統括者)

第6条 教育委員会事務局に、統括責任者を補佐するため、高度情報化推進統括者（以下「推進統括者」という。）を置く。

2 推進統括者は、指導部情報化推進総合センター所長をもって充てる。

3 推進統括者は、統括責任者の命を受け、次に掲げる事務を掌理する。

(1) 高度情報化推進に係る施策及び意見の調整並びに当該施策の実施に関すること。

(2) 情報システムの適正な利用に関すること。

(3) 情報セキュリティ対策に関すること。

(情報システム業務責任者)

第7条 情報システムの構築及び運用に係る業務を主管する課等（以下「主管課」という。）に情報システム業務責任者（以下「業務責任者」という。）を置く。

2 業務責任者は、主管課の課長等をもって充てる。

3 業務責任者は、主管する情報システムの安定的な運用及び管理に努め、情報セキュリティを確保するために必要な措置を採らなければならない。

(情報セキュリティ担当者)

第8条 課等に情報セキュリティ担当者を置く。

- 2 情報セキュリティ担当者は、課長等をもって充てる。
- 3 情報セキュリティ担当者は、課等における情報セキュリティを確保するため、これに必要な措置を講じるとともに、所属職員を指導しなければならない。

(情報化推進支援員)

第9条 課等に情報化推進支援員を置く。

- 2 情報化推進支援員は、所属職員の中から情報セキュリティ担当者が任命する。
- 3 情報化推進支援員は、課等における情報セキュリティ対策に関する事務について、情報セキュリティ担当者を補佐する。
- 4 情報セキュリティ担当者は、必要に応じて、情報化推進支援員を補佐する職員を指定することができる。

第3章 情報システムの適正な利用

(情報システム利用指針の策定)

第10条 統括責任者は、情報システムを効果的かつ効率的に利用するため、次に掲げる事項に係る指針（以下「情報システム利用指針」という。）を策定しなければならない。

- (1) 教育行政及び教育活動の向上、事務処理の簡素化及び経費の節減に関すること。
- (2) 情報システムの仕様書の作成、開発費の積算及び調達方法に関すること。
- (3) その他情報システムの適正な利用に関すること。

(情報システムの企画、契約及び構築に係る審査等)

第11条 課長等は、当該課等が所管する業務に係る情報システムの開発をしようとするときは、情報システムを効果的かつ効率的に利用するため、次に掲げる各段階において、別に定める日までに、推進統括者の審査を受けなければならない。ただし、別に定める軽易な情報システムの開発については、この限りでない。

- (1) 情報システムの開発に係る企画
 - (2) 情報システムの開発に係る契約
 - (3) 情報システムの構築
- 2 推進統括者は、必要があると認めるときは、課長等に対し、情報システムの構築の進行状況について報告を求めることができる。
 - 3 前2項の規定は、業務責任者が、主管する情報システムについて、改修、仕様又は構

成の変更その他の別に定める変更（以下「改修等」という。）をしようとする場合について準用する。

（推進統括者の指導等）

第12条 推進統括者は、前条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の審査の結果、その開発又は改修等が情報システム利用指針に照らして適当でないと認めるときは、業務責任者及び課長等に対し、情報システムを適正に利用するために必要な指導又は助言を行うものとする。

2 業務責任者及び課長等は、前項の指導又は助言を受けたときは、情報システムの見直しその他の必要な措置を採るよう努めなければならない。

（情報システムの運用等に係る報告）

第13条 推進統括者は、必要があると認めるときは、業務責任者に対し、情報システムの運用及び管理の状況について報告を求めることができる。

2 業務責任者は、情報システム利用指針に基づき、主管する情報システムの適正性について評価を行うとともに、その結果を推進統括者に報告しなければならない。

3 推進統括者は、前項の報告を取りまとめ、これに意見を付して、統括責任者に報告しなければならない。

第4章 情報セキュリティの確保

（情報セキュリティ対策基準の策定）

第14条 統括責任者は、教育委員会事務局等の保有する情報資産を適切に管理し、情報資産の破壊、改ざん、不正な消去その他情報資産に係る事故（以下「情報セキュリティ事故」という。）を防止するため、電子情報を保護するための対策その他の情報セキュリティ対策に関する基準（以下「情報セキュリティ対策基準」という。）を策定しなければならない。

（情報セキュリティ事故発生時の対応）

第15条 情報セキュリティ担当者及び業務責任者（以下「情報セキュリティ担当者等」という。）は、情報セキュリティ事故が発生したときは、直ちにその状況を調査するとともに、その情報セキュリティ事故の内容を推進統括者に報告しなければならない。

2 推進統括者は、前項の報告を受けたときは、情報セキュリティ担当者等に対し、必要な指示をするとともに、軽易な情報セキュリティ事故を除き、直ちに統括責任者に報告しなければならない。

3 統括責任者は、前項の報告を受けたときは、推進統括者に対し、情報セキュリティ事故の再発を防止するために必要な措置を講じるよう指示しなければならない。

(実施状況の監査)

第16条 推進統括者は、課等における情報セキュリティ対策の実施状況について、定期的に監査を行わなければならない。

2 推進統括者は、統括責任者に対し、前項の監査の結果を報告しなければならない。

(情報セキュリティ対策基準の見直し)

第17条 統括責任者は、情報セキュリティ対策の実施状況、情報通信技術の進歩その他の社会情勢の変化を踏まえ、必要があると認めるときは、情報セキュリティ対策基準の見直しを行わなければならない。

第5章 雑則

(補則)

第18条 この訓令において別に定めることとされている事項及びこの訓令の施行に関し必要な事項は、統括責任者が定める。

附 則

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部情報化推進総合センター)